

保 育 所 の 概 況

令和2年4月1日現在

保育所名	北九州市立 畑保育所			施設長名	岩井 美絵
所在地	〒808-0051 北九州市若松区大谷町3番1号				
電話番号	093-761-3998	FAX番号	093-761-3998	認可年月	昭和27年3月
設置主体	北九州市		運営主体 (設置主体と異なる場合)		

建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他()	1階建()	階部分)
------	-------------------------	--------	------

建物延床面積	600.12 m ²
--------	-----------------------

利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号定員	/			70人 (45人)			70人 (45人)
3号定員				8人 (0人)	32人 (28人)		/
開所時間	7:30 ~ 17:50		保育短時間の 受入時間帯		9:00 ~ 17:00		
保育の提供を行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)						

職員数	18人	内訳 : 施設長(1人) 保育士(15人) 調理員(委託業者2人) その他(0人)
-----	-----	---

施設の目的	<p>【施設の目的及び運営の方針】</p> <p>保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童の健やかな成長を図ることを目的とします。また、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。</p>
運営の方針	<p>【保育の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、養護と教育を一体的に行い、健全な心身の発達を図ります。 ●家庭や地域社会と連携を図り、入所する子どもの保護者、地域の子育て家庭に対する支援を行います。 ●保育士等は専門的な知識・技術・判断、豊かな愛情をもって子どもを保育します。 ●保育所の社会的責任(子どもの人格の尊重、家庭・地域への保育内容周知、個人情報保護と保護者の要望に対する理解)を果たします。 ●保育所周辺の自然環境を活かし、豊かな心情や思考力の基礎を培います。
保育の方針	

1日の過ごし方	<p>7:30 開所 登所(おはようございます) 自由あそび</p> <p>9:40 おやつ(0, 1, 2歳児)</p> <p>10:00 晴...園庭、散歩(保育園周辺) 雨...室内でリズム運動、表現遊び、集団遊び など</p> <p>11:00 昼食 離乳食・ミルク</p> <p>12:30 絵本の読み聞かせ</p> <p>13:00 お昼寝・くつろぎタイム</p> <p>15:00 おやつ 自由あそび 降所(さようなら)</p> <p>17:50 閉所</p>
---------	---

保育所名	北九州市立 畑保育所
------	------------

年間行事 予 定	4月 進級式・クラス懇談会	10月 五平太太鼓発表会・運動会・バス遠足 市民センター文化祭への参加
	5月 親子遠足・保護者会総会・健康診断 シルエット劇場	11月 消防署との総合消防訓練 お楽しみ会
	6月 保育参加・給食試食会 歯科講座・歯科検診(4. 5歳児)	12月 生活発表会 クリスマス会
	7月 プール開き・七夕まつり 卒園児招待	1月 正月あそび・個人懇談会 年長者との交流
	8月 えんにちごっこ プール大会	2月 豆まき(節分)
	9月 年長者との交流	3月 ひなまつり・お別れパーティー 卒園式・終了式

各種保育 事業の 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●地域に根ざし、地域に愛される保育所になるように、年間を通して地域の未就園児、小中学生、年長者との交流活動を行います。(あそびにおいでよ) ●「若松みなと祭り」では年長児が五平太太鼓の発表会に参加します。 ●第15区自治会年長者との交流をしています。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の公園の清掃活動やふれあい遊び ・行事への参加(運動会、お楽しみ会など) ●グループホーム「いこいの家」を年中児や年長児が訪問しています。 ●卒園児との交流をしています。 <ul style="list-style-type: none"> ・「新1年生おかえり」の会 ●深町市民センターと連携した子育て支援「どんぐりひろば」を開催しています。 ●小・中・高校生の体験学習やボランティア活動を受け入れています。
---------------------	--

利用の開始 及び終了に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。
-------------------------	--

実費に係る 利用者 負担金	<ul style="list-style-type: none"> ● 3・4・5歳児の給食にかかる副食費(月額 4,500円) <ul style="list-style-type: none"> → 給食のおかずやおやつにかかる費用を負担するもの。 ※ 3か月に一度、3か月分の納入通知書をお渡しします。退所により、副食費の払い過ぎが生じた場合には、還付手続きを行いますので、「口座振替依頼書」を提出してください。 なお、月途中で退所の場合は、日割り計算します。 ●日本スポーツ振興センター共済掛金(年額 250円) <ul style="list-style-type: none"> → 万一の怪我に備えて、共済掛金に加入するもの。 ●保護者会会費(月額 250円) <ul style="list-style-type: none"> → イベント運営経費、講師料などに使用するもの。 ●帽子代金(1個1,000円) <ul style="list-style-type: none"> → 児童の健康を考慮すると必要なものであり、外遊びや園外保育時に使用するもの。
---------------------	---

その他 特記事項	<p>【緊急時における対応方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は入所児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。 ● 保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。 ● 事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じます。 <p>【非常災害対策】</p> <p>非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。</p> <p>【虐待の防止のための措置に関する事項】</p> <p>入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。</p>
-------------	---